

## 未利用県有地（土地）の貸付募集要項

令和8年5月28日  
長野県総務部財産活用課

未利用県有地の借受けを希望される方は、本要項をご確認の上お申込みください。

### 1 貸付対象物件

No.	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	年間貸付額 (円)	物件の所管課 ・連絡先	備考
1	姥懐宿舎A	中野市大字小田中字 姥懐 977 外 1 筆	448.58	337,260	財産活用課 026-235-7044	—
2	下高井寮・小田中 職員宿舎(2)	中野市大字小田中字 姥懐 984 番 2 外 1 筆	1,313.22	987,300	財産活用課 026-235-7044	—
3	園沖職員宿舎	長野市安茂里小市三 丁目 6220 番 13	392.73	349,380	県警施設整備課 026-233-0110	—
4	県営住宅別所団地 (一部)	上田市別所温泉字横 捲り 1860-1	5,831.19	5,192,091	建築住宅課公営住宅室 026-235-7337	—
5	古宿宿舎	小諸市乙 620 番 15 外 1 筆	310.00	131,100	小諸義塾高校 0267-22-0103	—
6	白馬寮駐車場	大町市大字大町 5734 番 3	331.67	166,560	北アルプス地域振興局 0261-23-6500	—
7	いものし原宿舎	大町市大字大町 5721 番 3	379.94	201,360	財産活用課 026-235-7044	—
8	岡村一丁目宿舎	諏訪市岡村一丁目 9397 番 1 外 1 筆	498.26	323,460	諏訪二葉高校 0266-52-4628	—
9	南湯舟住宅	上伊那郡辰野町大字 伊那富字南湯舟 1096 番 27	280.93	132,587	辰野高校 0266-41-0770	売却 物件

※年間貸付額は、土地全体を1年間貸付けた場合の金額です。敷地の一部の借受けを希望される場合や貸付期間については別途ご相談ください。

※物件は現状での貸付とし、県は修繕等の義務を負わないものとします。

※備考欄が「売却物件」の物件は、現在、申込み先着順で売却しています。詳しくは、県ホームページ「県有地売却のご案内」をご覧ください。

## 2 貸付額

貸付額は、1㎡あたりの年間貸付額×貸付けに係る面積とします。

- (1) 年間貸付額は、本県の定める普通財産貸付料算定基準に基づき算出した価格です。
- (2) 貸付期間が1年未満であるときの貸付額は、日割りになります。
- (3) 貸付期間が1月に満たない場合は、貸付額に消費税が加算されます。
- (4) 賃貸借契約を継続する場合において、貸付物件の価格が著しく上昇した場合その他正当な理由がある場合は、県は借受人に対し、貸付額の改定を請求することができるものとします。

## 3 利用用途

建物を建築せず、借地権等の権利が発生しない用途とします。

### (1) 貸付けできる例

- ア 工事など特別な事情により駐車場として使用する場合
- イ 工事の資材置場等として使用する場合

### (2) 貸付けできない例

- ア 暴力団がその活動のために利用するもの
- イ 風俗営業のために利用するもの
- ウ その他、県有地の利用にふさわしくないと認められるもの
  - ・ 公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切であるもの
  - ・ 騒音、振動、悪臭の著しい場合など、管理又は環境保全上不適切であるもの

## 4 対象者

個人、法人いずれの方も申し込みいただけます。

ただし、次に該当する方は申し込みできません。

- (1) 現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者
- (3) 自己又は自社の役員及び役員以外の支店若しくは営業所を代表する者が、次に掲げるいずれかに該当する者
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者
  - ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ③ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - ④ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

## 5 貸付申請

### (1) 貸付期間

ア 令和9年3月31日までのうち、希望する期間

イ 貸付期間が満了する1か月前までに県及び借受人のいずれからも特別の意思表示がないときは、契約を1年間継続できるものとします。

### (2) 申込方法

下記の書類に必要事項を記入・押印のうえ、物件の所管課へお申し込み下さい。

○普通財産貸付申請書

※添付書類：利用計画書、その他必要な書類

○誓約書

### (3) 受付期間

令和8年6月4日（木）から令和9年2月26日（金）まで

※持参の場合の受付時間は、  
土・日曜日・祝祭日を除く午前9時00分から午後4時30分まで

#### (4) その他

申込みは先着順に受け付けます。  
貸付の見込み額が50万円を超える場合は、別途入札を実施します。

### 6 契約の締結

契約内容に応じて契約書の標準様式により契約を締結します。  
標準様式は別に掲載しておりますので、あらかじめご確認ください。

### 7 貸付料の納付方法

契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期日までに貸付料全額を一括で納付していただきます。

### 8 契約の解除

次に掲げる場合に該当したときは、契約を解除します。

- (1) 借受人が、契約に定める義務を履行しないとき
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、貸付財産を必要とするとき
- (3) 借受人が、上記4(1)から(3)に定める要件に該当したとき

### 9 返還時の条件

貸付期間の満了により契約が終了する場合はその期日までに、借受人の責任と負担において、貸付物件を原状に回復して返還してください。

### 10 お問い合わせ先

- (1) 各貸付物件に関する問い合わせは、各所管課に照会してください。
- (2) 売却物件及び公募貸付けの制度全体に関する問い合わせは、財産活用課あて照会してください。

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 総務部 財産活用課 財産管理係

電話：026-235-7044